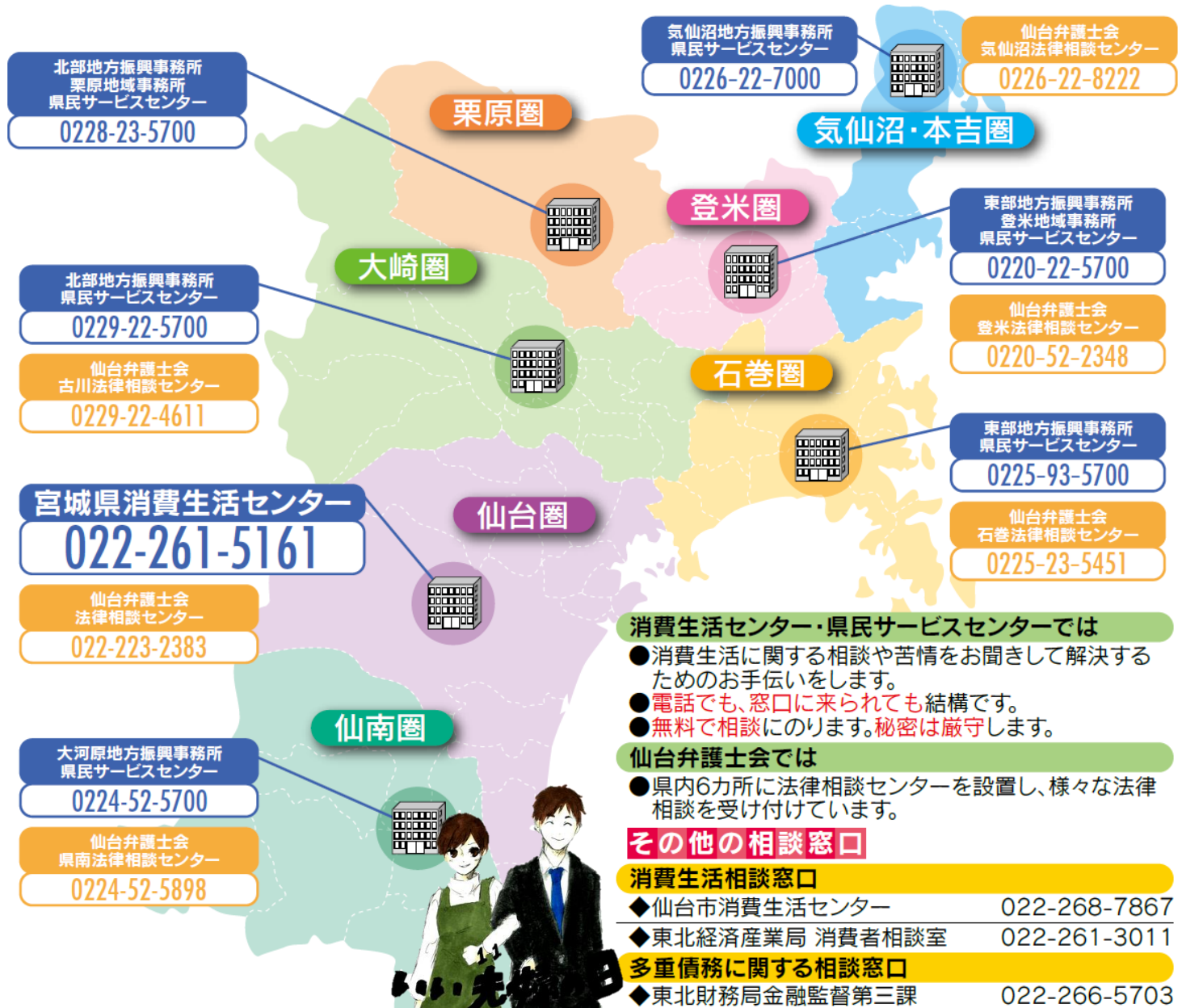


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆通信販売のトラブルにご注意ください！
- ◆マイナンバー制度に便乗した不審電話などにご注意ください！！
- ◆「多重債務無料法律相談会」を開催します

2015

11 November

月号

第68号



通信販売のトラブルにご注意ください！

わざわざお店に出向かなくても買い物ができる通信販売。テレビ、カタログ、インターネットなど様々な媒体があり、大変便利です。しかし、消費生活センターには、通信販売に関するトラブルが多く寄せられています。下記の事例を確認して、トラブルにあわないようにしましょう。

●事例1●

インターネットで見つけたサイトで防水スプレーを注文し、前払いで代金を振り込んだ。しかし、予定日を過ぎても商品が届かないので、問合せメールを送ったが返信がない。サイトの会社概要をクリックしても表示されなかったため、社名をインターネットで検索し、電話をかけたらそのサイトと無関係であることが判明した。

●事例2●

新聞広告で1万円のサプリが初回千円で購入できると書いてあったので注文した。商品が届き、同封されていた書類を見ると、定期購入になっていることが分かった。広告にはそのような記載はなかったと思うが、すでに捨ててしまったため確認できない。

●事例3●

テレビ通販でマッサージ器を注文した。テレビでは腰痛に効果があると宣伝していたが、実際に使ってみるとさっぱり効果がない。返品したいと申し出ると、「1度、開封したり使用したものは返品できない。」と言われ、受け付けてもらえなかった。



★アドバイス★

- ◎通信販売はクーリング・オフができません！返品できるかなど、**返品特約をよく確認**しましょう。
- ◎大事なことは小さい字で書いてあることが多いです。「今だけ！」という言葉に惑わされず、**契約内容をよく確認してから注文**しましょう！
- ◎インターネット通販の場合、**前払いしか選択できないサイトは要注意**です。また、前払いによるトラブルの9割以上の振込先が「屋号を含まない個人名の口座」です。このようなサイトは利用を控えた方が良いでしょう。併せて、会社概要に代表者・責任者の名前、住所、電話番号などの連絡先が記載されているかもよく確認しましょう。
- ◎注文する前に**少しでも疑問や不安があれば、お住まいの地域の消費生活相談窓口**に相談しましょう！



マイナンバー制度に便乗した不審電話などにご注意ください！！

10月からマイナンバー制度がスタートし、10月20日から11月中旬にかけて番号の通知が各家庭に発送されています。既にお手元に届いていた方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

しかし、残念なことにマイナンバー制度に便乗した不審な電話などが全国的に発生しています。中には、実際に現金をだまし取られたケースもあります。県消費生活センターにも、マイナンバー制度に便乗した架空請求メールに関する相談が寄せられました。

新しい制度なので、分からないことも多いとは思いますが、相手の話をうのみにせず、少しでもおかしいと思ったら余計な話はせず、すぐに相談しましょう。



<個人情報の管理や削除をうたう事例>

「あなたの個人情報の漏えいが発見されている。マイナンバーの情報が漏えいすると大変なことになるので、個人情報削除を希望する場合は記載のURLより申請するように。」といったメールが届いたが、本当か。

<制度の手続きや調査をうたう事例>

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査している。」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

<寄付をうたう事例>

国の相談窓口を名乗る人から電話でマイナンバーを教えられた。その後、「公的機関に寄付するため、マイナンバーを貸してほしい。」と男性から連絡があり、教えた。翌日、その寄付を受けた公的機関を名乗る人から「マイナンバーを教えることは犯罪に当たる。記録の書き換えにお金がかかる。」と、現金を要求され支払ってしまった。統計調査員を名乗る人が、調査関係書類を回収にきたと、訪ねてきた。しかし、いつも来る調査員ではなかったので聞いてみると、代理で回収していると答えたため、提出してしまった。

トラブルに遭わないためのポイント

- ◎公的機関が、調査と称して電話や訪問で口座番号や保険の状況などといった**個人情報を聞いた**り、**個人情報の削除を持ちかけたい**することは**ありません**！
- ◎「**マイナンバーを貸して欲しい**」といったような**依頼は詐欺の手口**です！このような電話を受けたら、すぐに電話を切るようにしましょう。
- ◎悪質な詐欺業者は、最近話題になっているものを取り上げて電話をかけてくることが多いです。**少しでも、不安を感じたら、マイナンバーの担当機関や消費生活センター、警察などに相談しましょう**！

<不審な電話などを受けたら>

宮城県消費生活センター

022-261-5161

平日：9時～17時

土日：9時～16時

祝日・年末年始はお休みです。

※お住まいの地域の消費生活相談窓口でも受け付けています。



<マイナンバー制度に関する問合せ先>

内閣府 マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日：9時30分～22時

土日祝日：9時30分

～17時30分

12月29日～1月3日はお休みです。



「多重債務無料法律相談会」を開催します

宮城県では、多重債務問題に対処するため、多重債務に関する無料法律相談会を開催します。

「複数社から借入があり、今後の返済に困っている…。」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…。」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに御相談ください。相談は無料！弁護士や司法書士、消費生活相談員が相談に応じます。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

相談会日程

開催日	会場	定員
12月2日（水）	県大崎合同庁舎	8人
	県登米合同庁舎	8人
12月3日（木）	県石巻合同庁舎	16人
	県気仙沼合同庁舎	8人
12月4日（金）	県大河原合同庁舎	16人
	県栗原合同庁舎	8人
12月5日（土）	県庁	24人
12月6日（日）	県庁	24人



事業者の方は県庁会場
（12月5日・6日）
のみの受付になります

相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。（栗原会場のみ午後1時から）
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。（「心の健康相談」は別途）

●相談会の流れ●

- ①消費生活相談員による面談（30分）
- ②弁護士又は司法書士による法律相談（30分）
- ③消費生活相談員による事後相談など（30分）

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

●個人の方●

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

●事業者の方（12月5日・6日）●

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約受付期間：平成27年11月9日（月）～27日（金）

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

借金の問題は必ず解決出来ます！ぜひ、御相談ください！